

事務取扱要領改正新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡市産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成24年4月1日 改正 平成24年7月9日</p> <p style="text-align: right;">平成24年10月1日 平成25年4月1日 平成26年4月1日 平成28年6月1日 平成29年10月1日 平成31年4月1日 令和2年4月1日</p> <p>(目次)</p> <p>第1 目的 第2 用語の定義 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等 第4 処分業の許可申請又は届出等 第5 許可証 第6 申請者等の適格性の照会事務</p> <p>第1 目的 (略)</p>	<p style="text-align: center;">静岡市産業廃棄物処理業許可関係事務取扱要領</p> <p style="text-align: right;">制定 平成24年4月1日 改正 平成24年7月9日</p> <p style="text-align: right;">平成24年10月1日 平成25年4月1日 平成26年4月1日 平成28年6月1日 平成29年10月1日 平成31年4月1日 令和2年4月1日 令和3年9月1日</p> <p>(目次)</p> <p>第1 目的 第2 用語の定義 第3 収集運搬業の許可申請又は届出等 第4 処分業の許可申請又は届出等 第5 許可証 第6 申請者等の適格性の照会事務</p> <p>第1 目的 (略)</p>

第2 用語の定義

1～15 (略)

16 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(平成25年6月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)をいう。

17 優良認定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項、同条第7項、第14条の4第2項、同条第7項の許可の更新に際して併せて、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力又は実績を有するものとしての基準に適合することについて市長の認定を受けることをいう。

18 (略)

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、申請者に返却するものとする。

区 分		申請書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第6号)	別紙1 (特別管理)産業廃棄物収集運搬業許	正本 1部
	更新許可			副本 1部

第2 用語の定義

1～15 (略)

16 低濃度PCB収集運搬ガイドライン 低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン(令和元年12月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)をいう。

17 優良認定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第2項、同条第7項、第14条の4第2項、同条第7項の許可の更新の際に併せて、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力又は実績を有するものとしての基準に適合することについて市長の認定を受けることをいう。

18 (略)

第3 収集運搬業の許可申請又は届出等

第3-1 収集運搬業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、申請者に返却するものとする。

区 分		申請書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	新規許可	産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第6号)	別紙1 (特別管理)産業廃棄物収集運搬業許	正本 1部
	更新許可			副本 1部

	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第10号)	可申請書類添付書類チェックリストによる。 内容及び留意事項は下記(3)のとおり。
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第12号)	
	更新許可		
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第16号)	

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

ウ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。

「申請者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物を含

	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第10号)	可申請書類添付書類チェックリストによる。 内容及び留意事項は下記(3)のとおり。
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (省令様式第12号)	
	更新許可		
	変更許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第16号)	

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 許可申請書受理の際の留意事項

ア (略)

イ (略)

ウ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）」欄までの各欄については、氏名又は名称（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。

「申請者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物を含むか否かを明らかにすること（廃プラスチック類、ガラスくず・コ

むか否かを明らかにすること（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。）。また、水銀含有産業廃棄物を含むか否かを明らかにすること（水銀含有ばいじん等については、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんに限る。）。

エ （略）

オ 行政書士が代理人となつて行う申請であつて、申請者に代つて当該申請等を行う権限を有することが委任状により確認できる場合には、各種申請書における申請者（法人にあつては代表者）の押印は省略して差し支えないこと。ただし、申請書に添付すべき書類であつて申請者の記名押印が必要な添付書類については、申請者（法人にあつては代表者）の押印が必要であること。

カ 更新許可申請書は標準処理期間（40日）を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

キ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

ク 更新許可申請の際、繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする

ンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、**汚泥**に限る。）。また、水銀含有産業廃棄物を含むか否かを明らかにすること（水銀含有ばいじん等については、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじんに限る。）。

エ （略）

オ 更新許可申請書は標準処理期間（40日）を考慮し、許可期限日の3箇月前から40日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

カ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

キ 更新許可申請の際、繰上げ更新（従前の許可期間内の日を始期とする更新許可をいう。以下同じ。）を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする

場合については、最初の許可を受けてから5年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。

ケ 更新許可申請の際、事業範囲の変更又は一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

コ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

サ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

(略)

① 事業計画の概要を記載した書類

ア～ウ (略)

エ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有産業廃棄物を含む又は含まない旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)」(平成23年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

オ 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)等を参考に必要な措置を記載させること。

カ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む又は含まない旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀

場合については、最初の許可を受けてから5年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。

ク 更新許可申請の際、事業範囲の変更又は一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

ケ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

コ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

(略)

① 事業計画の概要を記載した書類

ア～ウ (略)

エ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、石綿含有産業廃棄物を含む又は含まない旨を明記すること。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・資源循環局)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

オ 省令様式第6号の2第5面に、石綿含有産業廃棄物の収集運搬の基準を遵守するため、石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)等を参考に必要な措置を記載させること。

カ 省令様式第6号の2第1面の産業廃棄物の種類欄に、水銀含有産業廃棄物を含む又は含まない旨を明記すること。なお、水銀使用製品産業廃棄物に係るものについては、具体的な対象を示すこと。また、当該品目の予定運搬先での処分方法について、「水銀廃棄物ガイドライン(第3版)」(令和3年3月環境省環境再生・

「廃棄物ガイドライン」(平成31年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

キ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合)

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書(税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。)の写し及び法人税納税証明書(その1 納税額等証明用)とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとすること。

なお、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表については、原本と相違ない旨を証明させること。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ (略)

⑦ (略)

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人である場合)

ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれて

資源循環局廃棄物規制課)等を参考に処理基準に適合するか確認すること。

キ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類(申請者が法人である場合)

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書(税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。)の写し及び法人税納税証明書(その1 納税額等証明用)とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとすること。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ (略)

⑦ (略)

⑧ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人である場合)

ア 定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれて

いない場合は、速やかに改正又は変更登記をする旨指導した上で受理すること。

なお、定款又は寄附行為については、原本と相違ない旨を証明させること。

イ (略)

⑨～⑭ (略)

⑮ 優良認定に係る誓約書等

ア 申請者が政令第6条の9第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第2項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに同条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる基準に適合することを証する書類

イ 申請者が政令第6条の13第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条の4第2項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の12の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに同条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる基準に適合することを証する書類

いない場合は、速やかに改正又は変更登記をする旨指導した上で受理すること。

イ (略)

⑨～⑭ (略)

⑮ 優良認定に係る誓約書等

ア 申請者が政令第6条の9第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第2項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第9条の3第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類

なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りるものとする。

イ 申請者が政令第6条の13第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条の4第2項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の12の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類

なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の

⑯～⑰ (略)

⑱ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所あてに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、指導指針別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

イ～オ (略)

⑲～㉓ (略)

(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる優良認定業者の扱い

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第9条の2第3項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。

また、最初の許可を受けてから5年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。

第3-2 積替え及び保管行為を認める場合
(略)

透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りるものとする。

⑯～⑰ (略)

⑱ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所宛てに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、指導指針別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

イ～オ (略)

⑲～㉓ (略)

(4) 政令第6条の9第2号又は第6条の13第2号に掲げる優良認定業者の扱い

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第9条の2第6項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。

また、最初の許可を受けてから5年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。

第3-2 積替え及び保管行為を認める場合
(略)

第3-3 積替え保管の基準

(略)

第3-4 積替え保管の申請

(1) 申請書の添付書類

積替え保管を行う場合には、第3-1(3)の例によるもののほか、次によるものとする。

① (略)

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ア) 積替え保管の場所の配置図

(イ) 積替え保管の場所の公図の写し

(ウ) 排出事業者が積替え保管を行う旨を承知する書類(第3-2(4)の場合は除く。)

(エ) 積替え保管の場所の写真(全景及び主要な部分を撮影したもの)及び保管場所に掲げる掲示板

(オ) 積替えのための保管量算出の根拠を示す書類等

(カ) 最大積み上げ高さの根拠を示す書類等(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(キ) 積替え保管の場所に係る他法令等の許認可証等の写し

(ク) 積替え保管の管理体制を示す書類

③ (略)

④ (略)

第3-3 積替え保管の基準

(略)

第3-4 積替え保管の申請

(1) 申請書の添付書類

積替え保管を行う場合には、第3-1(3)の例によるもののほか、次によるものとする。

① (略)

② 事業の用に供する施設(積替え又は保管の場所を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図

(ア) 積替え保管の場所の配置図

(イ) 積替え保管の場所の公図の写し

(ウ) 排出事業者が積替え保管を行う旨を承知する書類(第3-2(4)の場合は除く。)

(エ) 積替え保管の場所(全景及び主要な部分)及び保管場所に掲げる掲示板の写真

(オ) 積替えのための保管量算出の根拠を示す書類等

(カ) 最大積み上げ高さの根拠を示す書類等(屋外で容器を用いずに保管する場合)

(キ) 積替え保管の場所に係る他法令等の許認可証等の写し

(ク) 積替え保管の管理体制を示す書類

③ (略)

④ (略)

(2) (略)

第3-5 収集運搬業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、変更（廃止）届副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	別紙2 （特別管理） 産業廃棄物収集運搬業変更届添付書類チェックリストによる。 内容及び留意事項は下記（3）（4）のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届			
特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第17号）		
	廃止届			

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載さ

(2) (略)

第3-5 収集運搬業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、変更（廃止）届副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第11号）	別紙2 （特別管理） 産業廃棄物収集運搬業変更届添付書類チェックリストによる。 内容及び留意事項は下記（3）（4）のとおり。	正本1部 副本1部
	廃止届			
特別管理産業廃棄物	変更届	特別管理産業廃棄物処理業廃止（変更）届出書 （省令様式第17号）		
	廃止届			

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載さ

れていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。「届出者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。

イ （略）

ウ 行政書士が代理人となつて行う届出であつて、届出者に代つて当該届出を行う権限を有することが委任状により確認できる場合には、各種届出書における届出者（法人にあっては代表者）の押印は省略して差し支えないこと。

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされていることから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

（3）変更届の添付書類

（略）

ア～カ （略）

（4） （略）

第3-6 収集運搬業の許可証の再交付と返納

（1）許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、再交付申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却

れていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。「届出者」欄等においては、氏名（法人にあっては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

イ （略）

ウ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあって登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされていることから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

（3）変更届の添付書類

（略）

ア～カ （略）

（4） （略）

第3-6 収集運搬業の許可証の再交付と返納

（1）許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長宛てに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、再交付申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却

するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (規則様式第61号)	許可証の写し (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、市長あてに許可証を返納させること。

第3-7 収集運搬業における欠格要件に係る届出
(略)

第4 処分業の許可申請又は届出等

第4-1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		申請書様式	添付書類	提出部数
産業 廃棄 物	新規許 可	産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式 第8号)	別紙3 (特別管理) 産業廃棄物 処分業許可	正本1部
	更新許 可			副本1部

するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (規則様式第61号)	許可証の写し (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、市長宛てに許可証を返納させること。

第3-7 収集運搬業における欠格要件に係る届出
(略)

第4 処分業の許可申請又は届出等

第4-1 処分業の許可申請

(1) 許可申請書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び新規許可申請、更新許可申請又は変更許可申請の区分に応じ、下表の申請書様式に必要な書類を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		申請書様式	添付書類	提出部数
産業 廃棄 物	新規許 可	産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式 第8号)	別紙3 (特別管理) 産業廃棄物 処分業許可	正本1部
	更新許 可			副本1部

	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第10号)	申請書添付書類チェックリストによる。 内容及び留意事項は下記(3)のとおり。
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第14号)	
	更新許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第16号)	

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 許可申請受理の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との混合物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業との両許可を取得させること。

イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(振り仮名を含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)と照合すること。「申請者」欄等においては、氏名(法人にあつては代表者等の氏名)が記名押印(自署の場合は押印不要)されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること(廃プラスチック類、ガラス

	変更許可	産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第10号)	申請書添付書類チェックリストによる。 内容及び留意事項は下記(3)のとおり。
特別管理産業廃棄物	新規許可	特別管理産業廃棄物処分業許可申請書 (省令様式第14号)	
	更新許可	特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書 (省令様式第16号)	

(注) 添付書類はチェックリストの順に並べ、インデックスを貼付する等により整理して提出させること。

(2) 許可申請受理の際の留意事項

ア 特別管理産業廃棄物と産業廃棄物との混合物を取り扱う場合は、特別管理産業廃棄物処分業と産業廃棄物処分業との両許可を取得させること。

イ 申請書の受理にあたっては、必要事項の記載や添付書類の有無を確認し、申請の適正を期すこと。特に、申請書の「申請者」欄から「令第6条の10に規定する使用人」欄までの各欄については、氏名又は名称(振り仮名を含む。)、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、申請書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)と照合すること。「申請者」欄等においては、氏名(法人にあつては代表者等の氏名)が記名されていることを確認すること。

取り扱う産業廃棄物の種類については、石綿含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。)

くず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。)。また、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること（水銀含有ばいじん等については、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。）。

ウ 法人が行う申請であって、事業場の代表者等が法人の代表者に代わって当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

エ 行政書士が代理人となつて行う申請であつて、申請者に代わつて当該申請等を行う権限を有することが委任状により確認できる場合には、各種申請書における申請者（法人にあつては代表者）の押印は省略して差し支えないこと。ただし、申請書に添付すべき書類であつて申請者の記名押印が必要な添付書類については、申請者（法人にあつては代表者）の押印が必要であること。

オ 更新許可申請書は、標準処理期間（50日）を考慮し、許可期限日の3箇月前から50日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

カ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

キ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする

また、水銀含有産業廃棄物を含む場合は、その旨を明らかにすること（水銀含有ばいじん等については、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。）。

ウ 法人が行う申請であつて、事業場の代表者等が法人の代表者に代わつて当該申請を行う権限を有することが委任状等により確認できる場合には、当該事業場の代表者等による申請で差し支えないこと。

エ 更新許可申請書は、標準処理期間（50日）を考慮し、許可期限日の3箇月前から50日前までの提出を原則とすること。

更新許可申請書の受付後に、5年又は7年の許可期間を経過しても、その更新許可申請に対する行政処分が行われるまでの間は、従前の許可がその効力を有することとなるので、その旨を申請者に伝えること。また、5年又は7年の許可期間後に更新許可をした場合の有効期間は、従前の許可期間満了の日の翌日から起算すること。

オ 更新許可申請を許可期間内に行わない場合は、期間の経過によってその効力を失うこととなるので、その後の申請は、更新許可申請ではなく新規許可申請扱いとなること。

カ 更新許可申請の際、繰上げ更新を希望する場合には、その旨とともに、希望する始期を申請書に朱書きさせること。

ただし、更新許可申請に併せて新たに優良認定を受けようとする

場合については、最初の許可を受けてから5年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。

ク 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

ケ 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

コ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

サ 条例に規定する産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る手続きを申請の前に行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

(略)

①～⑦ (略)

⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。）の写し及び法人税納税証明書（その1 納税額等証明用）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとすること。

なお、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個

場合については、最初の許可を受けてから5年に満たない者は繰上更新に併せての優良認定は認められないこと。

キ 更新許可申請の際、許可内容を変更し又は事業範囲の一部廃止を行う場合には、別途、変更許可申請又は一部廃止届をする必要があること。

ク 変更許可申請書の「許可に係る事業範囲」欄には、変更前の事業の範囲を記載するものであること。

ケ 変更許可により許可証の「許可の有効年月日」は変わらないものであること。

コ 条例に規定する産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る手続きを申請の前に行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

(3) 添付書類の内容及び留意事項

(略)

①～⑦ (略)

⑧ 直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合）

ア 法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類は、確定申告書（税務署の受付印又は電子申請等証明書等それに代わるもののあるものに限る。）の写し及び法人税納税証明書（その1 納税額等証明用）とし、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表は確定申告書に添付して税務署に提示するものと同一のものとすること。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針

別注記表については、原本と相違ない旨を証明させること。

また、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ～カ (略)

⑨ (略)

⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人である場合)

定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、速やかに改正又は変更登記をする旨指導した上で受理すること。

なお、定款又は寄附行為については、原本と相違ない旨を証明させること。

⑪～⑱ (略)

⑲ 優良認定に係る誓約書等

ア 申請者が政令第6条の11第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第7項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面(規則様式第38号)並びに同条第2号から第4号まで及び第7号に掲げる基準に適合することを証する書類

に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産税に関する注記について確認すること。

イ～カ (略)

⑨ (略)

⑩ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(申請者が法人である場合)

定款又は寄附行為の事業目的及び登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の「目的」欄に産業廃棄物の処理を業とする旨(同様の行為を含む。)が含まれていることを確認すること。含まれていない場合は、速やかに改正又は変更登記をする旨指導した上で受理すること。

⑪～⑱ (略)

⑲ 優良認定に係る誓約書等

ア 申請者が政令第6条の11第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条第7項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の4の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面(規則様式第38号)並びに「**優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル(平成23年3月(改訂令和2年10月)環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課)**」の55ページ以降に記載の**優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類**

イ 申請者が政令第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条の4第6項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の16の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに同条第2号から4号まで及び第7号に掲げる基準に適合していることを証する書類

㉑ （略）

㉒ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所あてに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、指導指針別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

㉓～㉖ （略）

㉗ 産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し

条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項又は静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する施行規則（平成21年静岡市規則第92号）第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写しを添付させることとすること。

（4）政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる優良認定業者

イ 申請者が政令第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして法第14条の4第7項の許可の更新を受けようとする者である場合には、省令第10条の16の2第1号に掲げる基準に適合することを誓約する書面（規則様式第38号）並びに「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル」の55ページ以降に記載の優良認定の基準に適合する旨を証する各種の書類

なお、公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団発行の「事業の透明性の基準適合証明書」が申請者から提出された場合は、事業の透明性に係る基準については当該証明書を確認すれば足りるものとする。

㉑ （略）

㉒ 試験検査成績書の写し

ア 取り扱う産業廃棄物（海洋投入処分されるものを除く。）のうち燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい、ばいじん及び政令第2条第13号廃棄物については、排出事業所宛てに発行された試験検査成績書の写しを添付させること。なお、検査項目は、指導指針別紙1「分析項目一覧」によるものとする。

㉓～㉖ （略）

㉗ 産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写し

条例第20条第1項の規定による事前手続を行った場合は、条例第23条第4項又は静岡市産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則（平成21年静岡市規則第92号）第29条第4項に規定する産業廃棄物処理施設設置等事前手続完了通知書の写しを添付させることとすること。

（4）政令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に掲げる優良認定業者

の扱い

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂平成27年3月）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第10条の4第3項（第10条の12第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。

また、最初の許可を受けてから5年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。

第4-2 処分業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を市長あてに提出させること。

なお、変更（廃止）届副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 (省令様式第11号)	別紙4 (特別管理)産業廃棄物処分業変更届添付書類チェックリストによる	正本 1部 副本 1部
	廃止届			
特別管	変更届	特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書		

の扱い

「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（平成23年3月（改訂令和2年10月）環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）」に基づき、更新許可申請に併せて申請した優良認定を受けた者は、省令第10条の4第5項（第10条の16第2項において準用する場合を含む。）に規定する添付書類を省略できるものとする。ただし優良認定により省略された書類であっても、審査時必要に応じて追加提出を求めることとする。

また、最初の許可を受けてから5年に満たない者を除き、任意の時点で優良認定を伴う更新許可申請（繰上げ許可更新申請）をすることができる。

第4-2 処分業の届出

(1) 届出書等

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の区分及び変更届又は廃止届の区分に応じ、所要の届出書様式に必要な資料を添付させ、必要部数を市長宛てに提出させること。

なお、変更（廃止）届副本は、届出書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

区 分		届出書様式	添付書類	提出部数
産業廃棄物	変更届	産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書 (省令様式第11号)	別紙4 (特別管理)産業廃棄物処分業変更届添付書類チェックリストによる	正本 1部 副本 1部
	廃止届			
特別管	変更届	特別管理産業廃棄物処理業変更（廃止）届出書		

理産 業 廃棄 物	廃止 届	(省令様式第17号)	る。 内容及び留意 事項は下記 (3)(4)のとおり。	
--------------------	---------	------------	--------------------------------------	--

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。「届出者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名押印（自署の場合は押印不要）されていることを確認すること。

イ (略)

ウ 行政書士が代理人となつて行う届出であつて、届出者に代つて当該届出を行う権限を有することが委任状により確認できる場合には、各種届出書における届出者（法人にあつては代表者）の押印は省略して差し支えないこと。

エ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

オ 条例に規定する産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る手続

理産 業 廃棄 物	廃止 届	(省令様式第17号)	る。 内容及び留意 事項は下記 (3)(4)のとおり。	
--------------------	---------	------------	--------------------------------------	--

(2) 届出書受理の際の留意事項

ア 届出書の受理にあたっては、必要事項の記載内容や添付書類の有無を確認し、届出の適正を期すこと。特に、届出書の「変更した事項の内容」欄に記載する事項がある場合には、氏名（振り仮名を含む。）、生年月日、役職名・呼称、本籍及び住所が漏れなく記載されていることを確認し、届出書に添付される住民票の写し又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書）と照合すること。「届出者」欄等においては、氏名（法人にあつては代表者等の氏名）が記名されていることを確認すること。

イ (略)

ウ 廃止又は変更の届出は、該当事由が発生した日から10日以内（法人にあつては登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付を必要とする場合には30日以内）に行うものとされている（省令第10条の10第2項及び第3項、第10条の23第2項及び3項並びに第12条の10の2第2項）ことから、当該期間を経過した後に届出がなされた場合は、期間経過の理由を記載した書面を提出させ、その内容を確認すること。

エ 条例に規定する産業廃棄物処理施設等の設置又は変更に係る手続

きを届出の前に行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

(3) 変更届の添付書類

(略)

ア～カ (省略)

(4) 廃止届の添付書類

ア (略)

イ (略)

第4-3 処分業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長あてに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、再交付申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (規則様式第61号)	許可証の写し (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、市長あてに許可証を返納させること。

きを届出の前に行う必要があるときは、当該手続きを終えているか確認すること。

(3) 変更届の添付書類

(略)

ア～カ (省略)

(4) 廃止届の添付書類

ア (略)

イ (略)

第4-3 処分業の許可証の再交付と返納

(1) 許可証の再交付

許可証を破り、汚し、又は失ったときは、次により市長宛てに申請させること。その際、再交付の理由を確認するなど申請の適正を期すこと。

なお、再交付申請書副本は、申請書受理後に受領印を押印し、返却するものとする。

様式	添付書類	提出部数
許可証等再交付申請書 (規則様式第61号)	許可証の写し (許可証を失ったときを除く。)	正本1部 副本1部

(2) 許可証の返納

許可を取り消されたとき、事業の全部を廃止したとき、許可が失効したとき又は許可証の再交付を受けた後に失った許可証を発見したときは、市長宛てに許可証を返納させること。

第4-4 処分業における欠格要件に係る届出
(略)

第5-1 許可日の取扱い
(略)

第5-2 許可証の記載

(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 収集運搬する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物の取扱いの要否について、その旨を()書きで記載すること(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類に限る。)

例1 : がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

例2 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(エ) ~ (カ) (略)

イ~オ (略)

カ その他

(ア) 許可証の住所は、市内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、市長印を押印すること。

第4-4 処分業における欠格要件に係る届出
(略)

第5-1 許可日の取扱い
(略)

第5-2 許可証の記載

(1) 収集運搬業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) (略)

(イ) (略)

(ウ) 収集運搬する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物の取扱いの要否について、その旨を()書きで記載すること(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。)

例1 : がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

例2 : ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)

(エ) ~ (カ) (略)

イ~オ (略)

カ その他

(ア) 許可証の住所は、市内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、課専用市長印を押印すること。

(イ) (略)

キ (略)

(1) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 処分する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物を含む場合には、その旨を () 書きで記載すること。記載がない場合は、石綿含有産業廃棄物を扱うことは出来ない。

例：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(オ) 処分する産業廃棄物に、水銀含有産業廃棄物を含む場合には、その旨を () 書きで記載すること。記載がない場合は、水銀含有産業廃棄物を扱うことは出来ない。

例：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

イ～エ (略)

オ その他

(ア) 許可証の住所は、市内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、市長印を押印すること。

(イ) (略)

キ (略)

(1) 処分業の許可証

ア 事業の範囲

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 処分する産業廃棄物に、石綿含有産業廃棄物を含む場合には、その旨を () 書きで記載すること **(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥に限る。)**。記載がない場合は、石綿含有産業廃棄物を扱うことは出来ない。

例：がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(オ) 処分する産業廃棄物に、水銀含有産業廃棄物を含む場合には、その旨を () 書きで記載すること **(水銀含有ばいじん等については燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじんに限る。)**。記載がない場合は、水銀含有産業廃棄物を扱うことは出来ない。

例：汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

イ～エ (略)

オ その他

(ア) 許可証の住所は、市内であっても静岡県から記載すること。また、法人の組織表示については、(株)、(有)等と省略せず、株式会社、有限会社等とすること。なお、交付にあたっては、**課専用**市長印を押印すること。

(イ) (略)

カ (略)

第5-3 許可証交付時の留意事項
(略)

第5-4 標準処理期間
(略)

第6 申請者等の適格性の照会事務
(略)

(イ) (略)

カ (略)

第5-3 許可証交付時の留意事項
(略)

第5-4 標準処理期間
(略)

第6 申請者等の適格性の照会事務
(略)